

平成二十一年五月十九日受領  
答弁第三八〇号

内閣衆質一七一第三八〇号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に  
関する質問に対する答弁書

一について

政府は、お尋ねの裁判の当事者ではなく、判決内容に対してコメントすることは差し控えたい。

二について

お尋ねの裁判については、被告側により上訴の手續がとられているものと承知しており、政府としては、  
今後も当該裁判の進展を見守りたい。

三及び四について

政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、  
海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。

お尋ねのフジモリ氏についても、政府として、かかる方針に照らして対応してきているところであり、  
今後も、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手續を経て司法判断を受けることが重  
要であるとの我が国の立場を説明することも含め、適切に対応して行く考えである。